令和3年11月24日

会員事業所　各位

松江商工会議所会員事業所事業継続応援プロジェクト

参加店舗募集のお知らせ

平素は当所活動につきまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度当所では、新型コロナウイルス感染拡大の影響や、Go To　Eatキャンペーン事業の適用外等により、売上の低下や従業員の所得減少をはじめとして経済的なダメージが深刻化している業種でご使用頂ける応援チケットを発行することといたしました。

これに際し、応援チケットが使用できる参加店舗を募集します。

つきましては、下記の要領で店舗募集をしますのでご登録よろしくお願いします。

■登録条件

・松江商工会議所会員事業所で市内において店舗営業されていること。

・営業内容が、スナック・バーの店舗、理容室店舗・美容室店舗、和菓子の製造小売店舗であること。

・スナック・バー店舗においては飲食店営業許可を取得していることと、松江市の実施する「感染予防がんばる宣言」の宣言書を店舗内に掲示し、市へ届け出をしている店舗。

・理容室店舗・美容室店舗、和菓子製造小売店舗においては、新型コロナ感染症対策を行っている店舗。

「感染予防がんばる宣言」

http://www1.city.matsue.shimane.jp/kenkou/kenkoudukuri/kansensyo\_yobou/

coronavirus-disease/ganbarusengen.html

※申請時に宣言が完了していない場合は、松江市HP上で宣言の提出を事務局が確認できてから登録手続きを進めます。

■申込書類

　①申請書兼誓約書（すべての店舗様）

　②営業許可証コピーのまたは写真（PDFを含む）

　　※本年3月から7月まで実施した「スナック・バー応援事業」にご登録された店舗を除く。

■申し込み期間　第1次締切日：１２月１０日（金）

※この期間を過ぎてもお申し込みは随時受付いたします。

■誓約書及び承諾書　※必ずお読みいただき、別紙にてサインをして下さい。

1. 商品の販売、又はサービスの提供なくチケットの換金を行いません。

2. チケットの再販・再流通を致しません。

3. チケットの偽造・悪用・濫用を致しません。

4. チケットを紛失・毀損した場合、全て自己責任とします。

5. チケットの使用期間中（2021年12月17日～2022年2月28日）は参加店舗として事業に参加し、真にやむを得ない場合に限り途中辞退は致しません。

6.チケットの取扱い、参加店舗の責務のほか募集要項に記載している内容に同意し、遵守します。

7.チケットの使用に際して、利用者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。

8.チケットの取扱・店舗での感染症対策に関して松江商工会議所からの改善要請等があった場合には、それに従います。

9. 店舗名・所在地・電話番号の専用HP掲載について同意します。

10. 登録する店舗は『風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に規定する営業（同条第１項第１号から第３号を除く）を行う者』、『特定の宗教・政治団体と関わる店舗等』、『公序良俗に反する店舗』、『暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者』ではありません。

11. ３つの「密」を避け、新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めます。

12. 『暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者』に該当するか否か関係機関に照会することに承諾します。

13. 新型コロナウイルス感染症に関する保健所からの調査、指導等があった場合は、全面的に協力します。

私は、上記1～13のことについて遵守することを誓約し、参加店登録を申請します。

■チケットについて

・チケットの使用期限は、２月２８日（月）までです。

・チケット1枚あたりの額面金額は下記の通り。

●スナック・バーチケット：１，０００円の５枚綴り（５，０００円分）

●理容・美容チケット　　：１，０００円の３枚綴り（３，０００円分）

●和菓子チケット　　　　：　　５００円の６枚綴り（３，０００円分）

・加盟店での会計時に利用されます。

・お釣りは出ません。

・チケットを紛失した場合は換金できません。

■換金について

・会議所事務局へ使用済みチケットと換金申込書をお持ちください。

・振込日：換金請求手続き終了後、概ね２週間以内を目安に指定金融機関に振り込みます。

・換金の流れ

1. お支払いとして受け取ったプレミアムチケット（使用済みチケット）は出来る限り纏めてください。
2. 換金申請書は松江商工会議所のホームページよりダウンロードし、プリントアウトしてください。
3. 換金申請書に必要事項を記入・押印後、松江商工会議所産業振興課に

　　　　　　　1⃣使用済みチケット　、　2⃣換金請求書　をご持参頂ください。

1. 事務局でご持参された使用済みチケットの枚数を確認後概ね2週間以内を目安に指定された金融機関に振り込みます。

■その他

　ご参加のお申込みを頂きました店舗様にはおって、登録店舗のステッカーをお送り

　しますので、店舗入り口にお貼り付け下さいますようお願いいたします。

■参加店登録申請書兼誓約書郵送先

　　　１．郵送の場合

〒６９０－０８８６

　　　　　松江市母衣町55－4　松江商工会議所ビル3F

松江商工会議所　産業振興課　宛

1. FAXの場合

FAX　３２－９４７１　へお送りください。

　　　３．メールの場合

MAIL　 shinko@matsue.jp　へ送信下さい。